

日韓兩國間に取極めらるべき財産及び請求権の
処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）

一（一）日本國及び大韓民國は、それぞれの國民（法人を含む。以下
同じ。一が相手國の領域において有する財産に関する權利（利
益及びその果實を含む。以下同じ。一並びに相手國及びその
國民に対して正當に取得したその他の權利を、相互に確認し、
その權利の行使が妨げられているときは、これを回復する措
置を講ずるものとする。

二（二）前項の權利が國又はその國民の責任において侵害されている
ときは、その國又は國民は、それぞれ、これが原狀回復又は
損害の補償の責を負うものとする。

三（三）第一項の回復の措置及び第二項の原狀回復又は損害の補償の
方法等については、当該權利の種類に依じ、別途協議するも
のとする。

三(一)日本国及び大韓民国は、連合國最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行われた相手國及びその国民の財産の處理の効力を承認する。

(二)前項において承認する効果の範圍については別途協議するものとする。

三(一)日本国は、日本国が大韓民国の領域において公用又は公共の用に供していた國有の財産を、大韓民国に、別に定めるところに従い譲渡する。

(二)日本国は、日本国が大韓民国の領域において企業用に供していた國有の財産を、朝鮮事業公債法に基き発行された公債等、当該領域の利益のために発行されたものの未償還殘高等に相当する資金が日本国に引渡された場合に限り、大韓民国に譲渡する。

(三)第(一)項の公用又は公共の用に供していた國有の財産及び第(二)

項の企業の用に供していた國有の財産の範圍並びに前二項の譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

(四)日本国が大韓民国の領域において有する財産で第(一)項及び第

(二)項に掲げるものを除く一切の財産並びに日本国の公共団体が大韓民国の領域において有する一切の財産については、前

記一の日本国民の財産の取扱に準じて取扱われるものとする。
四 日本国及び大韓民国は、この協定の締結に當つては、前記一ないし三を一体として取扱うものとし、且つ、前記の別途協議に當つては、具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行われるよう措置するものとする。